高齢者虐待防止のための指針

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院 訪問看護ステーション

1. 基本方針

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に 基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員は本指針 に従い、業務に当たることとする。

2. 虐待の定義

① 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」

② 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

③ 介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。」

④ 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」

⑤ 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」

3. 虐待防止委員会その他院内の組織に関する事項

当事業所は虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって、那須南病院虐待防止委員会に参加することとし、定められたマニュアル等に則り、遵守していく。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止委員会の規定に基づき、実施された研修に年1回以上参加する。また、新規採用時には 必ず虐待防止のための研修を実施する。

- ① 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、 権利擁護及び虐待防止を徹底する。
- ② 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

① 利用者・利用者家族・職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。患者相談窓口担当者は、虐待防止委員会の担当者とする。訪問看護ステーション管理者は、

高齢者虐待防止担当者とする。

- ② 自宅内等における高齢者虐待は、外部から把握しにくい事が特徴である事を認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び訪問看護ステーション管理者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ③ 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会担当者に報告する。必要に応じて虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに関係機関に連絡する。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、可能な権利擁護事業の情報を提供し、必要に応じて、当院医療福祉相談・医療連携室社会福祉士、または行政機関等の関係窓口、身元引受人等連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、患者相談窓口が受け付けた内容を訪問看護ステーション管理者に 報告する。
- ② 患者相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告する。
- 8. 利用者等に対する虐待防止マニュアル・指針の閲覧について 利用者がいつでも本指針を閲覧できるよう病院内に掲示、ホームページに公表する。
- 9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

附則

この指針は令和6年11月1日より施行する。